第D節　自然人の入国及び一時的な滞在

第八・二十条　一般規定及び適用範囲

1　この節の規定は、両締約国間の強化された貿易関係を反映したものであり、また、自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて促進し、並びに手続の透明性を確保したいという両締約国の希望を反映したものである。

2　この節の規定は、一方の締約国による措置であって、他方の締約国の自然人（設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家及び短期の商用訪問者に限る。）による一方の締約国への入国に影響を及ぼすもの及び当該自然人の一方の締約国における一時的な滞在の間の業務活動に影響を及ぼす措置について適用する。

3　この節において別段の約束が行われていない限り、入国及び一時的な滞在に関する締約国の法令に定める全ての要件（滞在期間に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

4　この節の規定にかかわらず、労働及び社会保障措置に関する締約国の法令に定める全ての要件（最低賃金に関する規則及び賃金についての労働協約に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

5　自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に関する約束は、当該入国及び一時的な滞在の意図又は効果が、労働若しくは経営に関する争議若しくは交渉の結果又は当該争議に関与している自然人の雇用に干渉し、又は影響を及ぼすものである場合には、適用しない。

第八・二十一条　定義

この節の規定の適用上、

(a)　「設立を目的とした商用訪問者」とは、上級の地位において就労する一方の締約国の自然人であって、企業の設立に責任を有するが、サービスを提供せず、設立のために必要な経済活動以外の経済活動に従事せず、及び他方の締約国において報酬を受けないものをいう。

(b)　「契約に基づくサービス提供者」とは、次の自然人をいう。

(i)　欧州連合への入国及び欧州連合における一時的な滞在については、日本国の法人であって、それ自体が人員をあっせんし、及び提供するサービスを行う機関でなく、そのような機関を通じて活動せず、欧州連合の領域において企業を設立しておらず、並びに欧州連合における最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（サービスを提供する契約に関し、欧州連合への入国及び欧州連合における一時的な滞在に関する附属書Ⅲ及び附属書Ⅳに定めるところにより、入国及び一時的な滞在について適用される自国の出入国管理に関する法令に他方の締約国の商用目的の自然人が従うことを条件として、当該自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること。

(c)　「独立の自由職業家」とは、次の自然人をいう。

(i)　欧州連合への入国及び欧州連合における一時的な滞在については、日本国の領域において自営業者としてサービスの提供に従事する自然人であって、欧州連合の領域において企業を設立しておらず、及び欧州連合における最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（人員をあっせんし、及び提供するサービスを行う機関を通じた契約を除き、サービスを提供する契約を履行するために欧州連合において一時的に所在することを要求する契約に限る。）を締結しているもの（注）

注　この(i)に規定するサービスを提供する契約は、当該契約が実施される場所において適用される法令に定める要件に適合するものとする。

(ii)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在については、日本国の法人との個人的な契約に基づき、日本国において一時的に滞在する間サービスの提供に係る業務活動に従事する欧州連合の自然人

(d)　「企業内転勤者」とは、一方の締約国の法人に雇用されており、又は当該法人の社員である自然人（他方の締約国への入国及び他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該法人に雇用されており、又は当該法人の社員であるものに限る。）であって、当該法人と同一の集団の一部（当該法人の代表事務所、子会社、支店及び本社を含む。）を構成する他方の締約国の領域にある企業に一時的に転任するものをいう。ただし、次の要件を満たすことを条件とする。

(i)　当該自然人が、次のいずれかの区分に属していなければならないこと。

(A)　経営者　上級の地位において就労する者であって、主として、取締役会又は事業に係る株主若しくはこれに相当するものから一般的な監督又は指示を受けつつ、当該企業の経営についての指示を主として行うもの。当該者は、少なくとも次のいずれかの活動を行う。

(1)　当該企業又はその一部門に対して指示すること。

(2)　監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務について監督し、及び管理すること。

(3)　採用及び解雇を独自に行う権限を有し、又は採用、解雇その他の人事に関連する行為についての勧告を独自に行う権限を有すること。

(B)　専門家　当該企業の生産、研究設備、技術、工程、手続又は経営に不可欠な専門的な知識を有する者

(ii)　欧州連合については、(i)(B)に規定する知識を評価するに当たり、当該企業に特有の事情に関する知識を考慮するのみならず、特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は取引に関し当該自然人が高度の水準の資格（認定制の職業の資格を含む。）を有しているかどうかについても考慮すること。

(e)　「投資家」とは、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国において企業（当該自然人又は当該自然人を雇用する法人が相当な額の資本を投下し、又は投下する過程にあるもの）を設立し、及び監督者又は役員として当該企業の運営を発展させ、又は管理するものをいう。

第八・二十二条　一般的義務

1　一方の締約国は、この節並びに附属書八―B附属書Ⅲ及び附属書Ⅳに定めるところにより、入国及び一時的な滞在について適用される自国の出入国管理に関する法令に他方の締約国の商用目的の自然人が従うことを条件として、当該自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。